

# 第二種特定鳥獣管理計画

(ニホンジカ)

【第6期】

計画期間 [ 令和4年(2022年)4月1日から  
令和9年(2027年)3月31日まで ]

令和4年(2022年)3月

熊 本 県

## 目 次

1	計画策定の目的及び背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	1
5	第二種特定鳥獣の管理の目標	2
	(1) 現状	2
	(2) 管理の目標	8
	(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	10
6	第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項	10
	(1) 捕獲計画	10
	(2) 捕獲数管理	12
	(3) 錯誤捕獲の防止に向けた取組み	13
7	指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項	13
	(1) 事業の目的	13
	(2) 実施期間	13
	(3) 実施区域	13
	(4) 事業の目標	13
	(5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価	13
	(6) 事業の実施者	14
8	第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項	14
9	その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	14
	(1) 被害防止対策	14
	(2) モニタリング等の調査研究	15
	(3) 計画の実施体制	15
	添付資料	18

## 第二種特定鳥獣管理計画

### 1 計画策定の目的及び背景

本県では、ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大により農林産物への被害が深刻化しているため、第5期までの特定鳥獣保護管理計画を通じて、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）対策をはじめ、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）許可基準の緩和、狩猟期間の延長や特例休猟区の設定等のニホンジカの管理対策を実施するとともに、植栽木等の被害防除対策については、森林環境保全整備事業計画等に基づき、防護柵の設置等を実施してきたところである。

環境省と農林水産省では、平成25年（2013年）12月に「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を取りまとめ、平成25年度（2013年度）から令和5年度（2023年度）までにニホンジカの個体数を半減することを目標としている。

本計画は、増加しているニホンジカについて、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）」に基づき、科学的、計画的な管理を広域的・継続的に推進し、人との共生を図ることを目的として策定する。

### 2 管理すべき鳥獣の種類

ニホンジカ

### 3 計画の期間

令和4年（2022年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日まで

### 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

県全域を対象とする。

なお、表－1に示すとおり対象区域を6つの地域に分けて管理を行うものとする。

【表－1】管理対象地域別一覧

(単位：km<sup>2</sup>)

地域名	対象区域(市町村)	生息分布面積
A 熊本市、宇城・上益城地域	熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	988.16
B 玉名・鹿本・菊池地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町	568.82
C 阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	844.01
D 八代・球磨地域	八代市、氷川町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	1,990.21
E 芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町	369.70
F 天草地域	上天草市、天草市、苓北町	538.30
合計		5,299.20

注1 生息分布面積については、令和元年度（2019年度）生息状況調査結果を記載。

分布面積には、令和元年度（2019年度）生息状況調査で生息が確認された区域に加え、生息調査では確認されなかったものの生息情報がある区域面積（熊本市、玉名地域、天草地域）を含む。

## 5 第二種特定鳥獣の管理の目標

### (1) 現状

#### ア 生息動向及び捕獲状況

##### (ア) 分布現況及び分布域の変動

令和元年度（2019年度）に実施した生息状況調査においては、糞粒法による調査の結果、調査地点213地点において、平成26年度（2014年度）の調査では、127地点から糞粒が確認され、糞粒数は約12千個であった。令和元年度（2019年度）の調査では、164地点から約30千個が確認され、階層ベイズ法を用いた推定生息頭数は、89,220頭となり、平成26年度（2014年度）の調査の約58千頭から30千頭以上増加した。地域別では、阿蘇、八代・球磨、芦北で増加するとともに、天草地域まで生息域の拡大が確認された。

なお令和元年度（2019年度）の調査で推定生息頭数が増加した要因としては、平成30年度（2018年度）は、年間約2万頭を超える個体数を捕獲しているものの、生息域の急速な拡大に対し、捕獲圧が及ばず、繁殖ペースが捕獲ペースを上回っているものと考えられる。

また、生息数が減少した地域においては、平成26年度（2014年度）調査時の有害鳥獣捕獲等による捕獲実績に比べ捕獲数が飛躍的に伸び、捕獲圧の効果が得られたものと考えられる。

令和元年度（2019年度）に実施したニホンジカ生息状況調査の結果と、これまでの捕獲実績等から県内のニホンジカ個体群の区域毎分布面積、平均密度、推定生息数をまとめた。

【表-2】ニホンジカ地域毎生息状況

地域名	対象区域（市町村）	生息分布面積 Km <sup>2</sup>	平均密度 頭/km <sup>2</sup>	推定生息頭数(頭)
A 熊本市・宇城・上益城地域	熊本市、宇土市、宇城市、美里町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	988.16 (798.84)	12.5	12,390
B 玉名・鹿本・菊池地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町、山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町	568.82 (416.89)	1.0	580
C 阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村	844.01 (844.01)	26.4	22,240
D 八代・球磨地域	八代市、氷川町、人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村	1,990.21 (1,990.21)	21.2	42,100
E 芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町	369.70 (369.70)	31.5	11,660
F 天草地域	上天草市、天草市、苓北町	538.30 (538.30)	1.0	250
計		5,299.20 (4,957.95)	16.8	89,220

(注) 1 分布面積には、生息調査で生息が確認された区域に、生息調査では確認されなかったものの生息情報がある区

域面積（熊本市、玉名地域、天草地域）を含む。（ ）書きは、うち生息調査で生息が確認された地域面積のみを記載。

2 平均密度は、生息頭数を分布面積（分布面積欄上段書き）で除したもの。

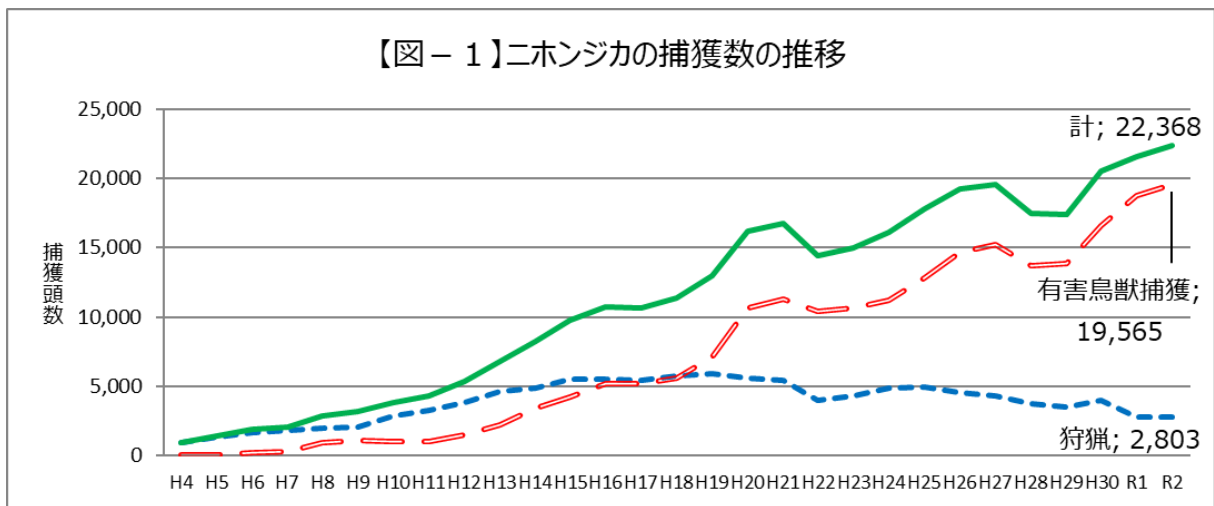
#### (イ) 捕獲状況

狩猟による捕獲数は、昭和63年度（1988年度）まで500頭前後で推移し、以後、平成5年度（1993年度）には、1,000頭を超え、メスジカの捕獲禁止措置を解除した平成10年度（1998年度）には2,800頭を超え、平成19年度（2007年度）の5,891頭をピークに減少傾向となり、令和2年度（2020年度）は2,803頭となっている。

これは、狩猟期間にも被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）に移行する狩猟者が増加したためである。

一方、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）では、平成3年度（1991年度）までは10頭以下であったものが、平成8年度（1996年度）からの被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）への補助事業実施に伴い、急激に増加し始め、令和2年度（2020年度）には19,565頭と、年々増加している。

なお、平成4年度以後の捕獲数については、図-1のとおりである。



※調査時点は全て年度で表記

※添付資料P22【表-1】に統計数値を掲載【出典：自然保護課】

#### イ 生息環境

##### (ア) 自然環境と土地利用

本県のニホンジカは、地域としては九州脊梁山地を中心として、標高約200メートルから約1,600メートルにかけて主に生息しているが、近年では標高の低い平野部等においても生息が確認されている。

植生については暖帯林から温帯林であり、これらの地域はスギ・ヒノキを中心とした人工林・天然林で占められている。

##### (イ) 土地利用規制等

生息分布域においては、国立公園、国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区等が182カ所、2,472km<sup>2</sup>設定されている。

#### ウ 被害及び防除状況

##### (ア) 被害状況

ニホンジカによる被害については、経済的な被害と数量に現れないその他の被害に分類される。

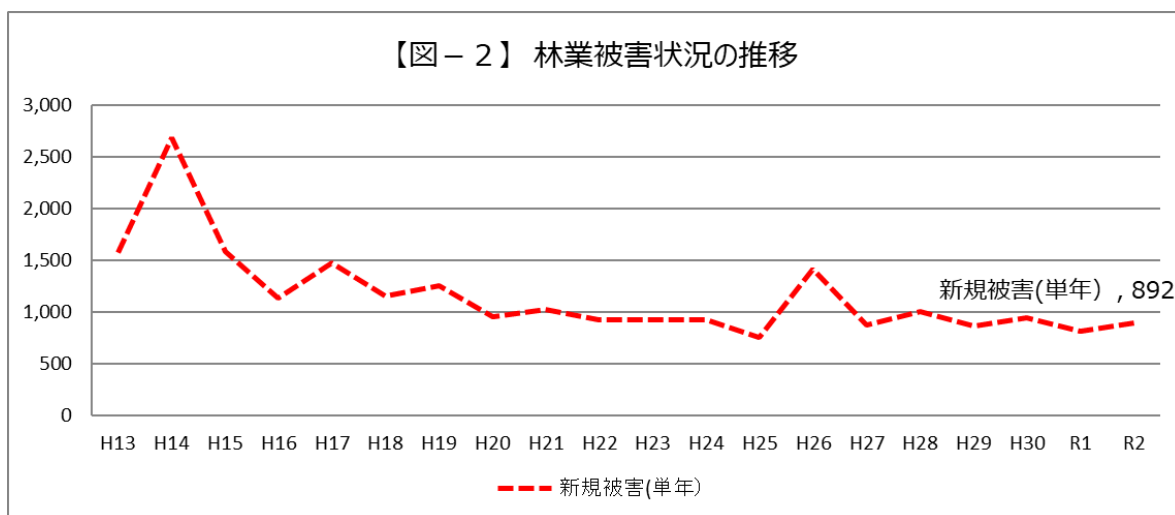
A 経済的な被害

(A) 林業被害 (図-2)

阿蘇地域、宇城・上益城地域、八代・球磨北部地域及び芦北・球磨南部地域でスギ、ヒノキ等の造林木への食害や角擦り及び皮剥ぎによる被害が恒常的に発生している。

また、平成30年度(2018年度)から熊本市でも被害が確認された。

平成12年度から農林水産部が実施している森林被害調査では、令和2年度(2020年度)末での累積被害として県下31,287haと報告されており、直近5ヶ年では、800～1,000ha規模で新規被害が発生している。



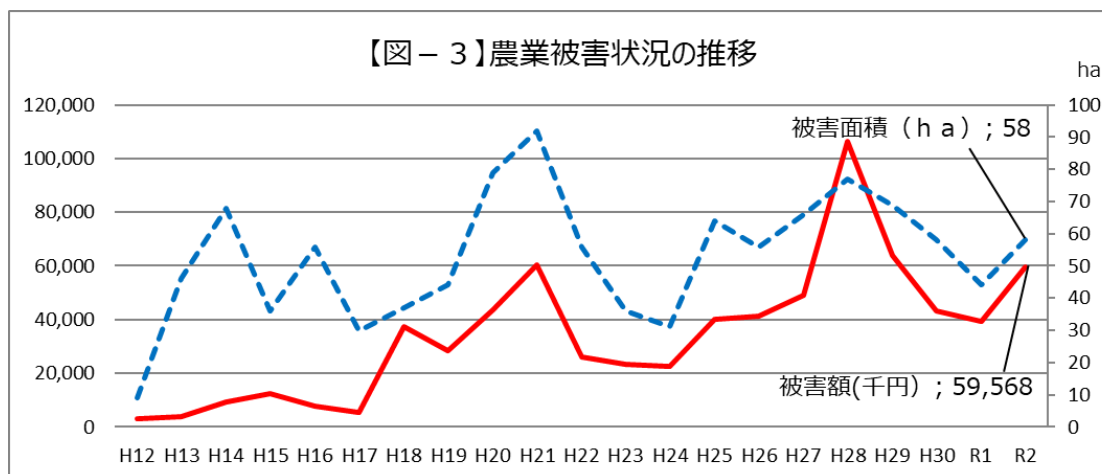
注：民有林の食害・剥皮被害面積。調査開始がH12からであるため累計のみ添付資料【表-2】へ

【出典：森林保全課】

※添付資料P22【表-2】に統計数値を掲載

(B) 農業被害 (図-3)

平成17年度(2005年度)以前は概ね1千万円程度の被害額で推移していたが、平成18年度(2006年度)から急増し、平成21年度(2009年度)では、60,202千円まで達し、それ以降、漸減に転じたが、特に八代・球磨北部地域及び阿蘇地域を中心に水稻、飼料作物、果樹、野菜等に対する被害が再び顕在化し、平成28年度(2016年度)は106,490千円となった。令和2年度(2020年度)は59,568千円と減少している。



※添付資料P23【表-3】に統計数値を掲載【出典：むらづくり課】

## B その他の被害

- ・農林業生産活動において、植えてもすぐに被害に遭うことから、造林や耕作を放棄するなどといった経営意欲の減退、ひいては農林業離れ、過疎化の進行による地域社会の崩壊が懸念される。
- ・ニホンジカの食害は、農林業被害だけではなく、森林内に生育する希少な野生植物にも及んでおり、レッドデータブックくまもと2019に掲載されているクマガイソウ（絶滅危惧ⅠA類）やミヤマニガウリ（絶滅危惧ⅠA類）、クリンユキフデ（絶滅危惧ⅠA類）、キレンゲショウマ（絶滅危惧ⅠA類）、ヤマトグサ（絶滅危惧ⅠB類）等を食害することが確認されている。  
 また、熊本・宮崎県境の国見岳・内大臣・五家荘・市房山等の九州中央山地国定公園区域内では、植物群落の消滅やニホンジカ不嗜好植物の増加、林床の乾燥化・裸地化が見られるなど、下層植生への悪影響が顕著となっている。
- ・国の特別天然記念物であるニホンカモシカは、九州では数が減少し約200頭と推定され、「絶滅の恐れのある地域個体群」に指定されているが、その減少要因として、食性が似ているニホンジカの増加が、ニホンカモシカの食餌環境に悪影響を与えていると言われている。
- ・工事における緑化工での食害も増加している。

### (イ) 防除状況等

ニホンジカによる農林産物被害を防止するため、剥皮防止資材及び防護柵の設置を実施している。

剥皮防止については、林産物被害地においてスギ・ヒノキの立木に対して剥皮防止資材等を設置するとともに、防護柵については、ニホンジカの侵入防止を図るため、シカ防護ネット等を周囲に設置している。

農作物被害防止については、ニホンジカの侵入防止や誘引環境の改善を図るため、農地周囲等への防護柵を設置している。また、隠れ場所となる農地隣接の藪の刈払いや餌となる未収穫作物の適正な処理を行っている。

なお、平成20年度（2008年度）から令和2年度（2020年度）までの被害防除の実績は表-3のとおりである。

【表-3】被害防除状況の推移

年 度	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
剥皮防止資材設置(ha)	7.6	34.5	8.0	98.8	32.4	24.6	20.4	2.0	2.9	2.4	1.5	22.69
防護柵：林地(m)	397,610	335,848	357,355	333,275	301,367	297,103	230,189	252,814	261,561	235,880	238,875	240,671
防護柵：農地(m)	52,562	205,824	684,622	347,524	388,100	408,272	260,349	398,718	283,179	269,929	228,305	217,493

※剥皮防止資材設置及び防護柵（林地）は、シカ剥皮被害防止事業及びシカ等森林被害防止対策事業、森林環境保全整備事業の実績の合計

※防護柵（農地）は、鳥獣被害防止総合対策交付金の実績

【出典：むらづくり課、森林整備課】

エ その他

(ア) 狩猟免許所持者等の状況

狩猟免許所持者数の推移を図-4に、狩猟免許所持者の年齢構成の推移を図-5に、狩猟登録を受けた狩猟者数の推移を図-6に示した。

図-4に示す狩猟者免許所持者数については、年々減少傾向にあったが、平成22年度(2010年度)から狩猟免許試験制度を見直したことで、横ばい傾向となっている。

銃猟の狩猟免許所持者数については、平成21年(2011年)12月からの改正銃刀法の施行に伴い、銃の所持許可が厳しくなるなどの影響から、減少してきている。

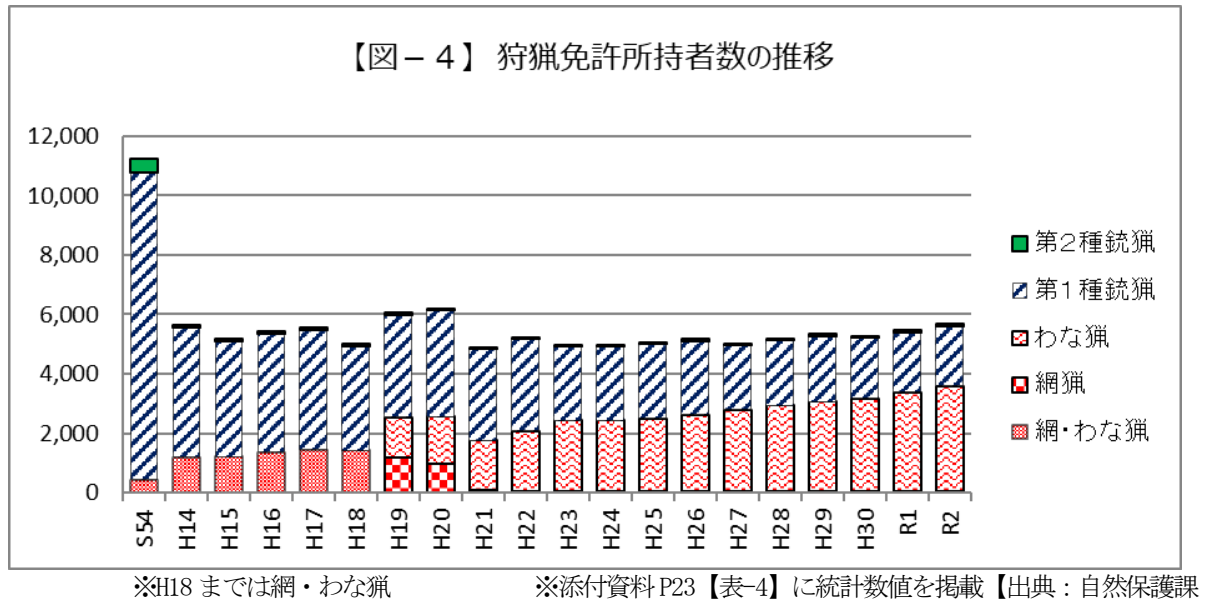
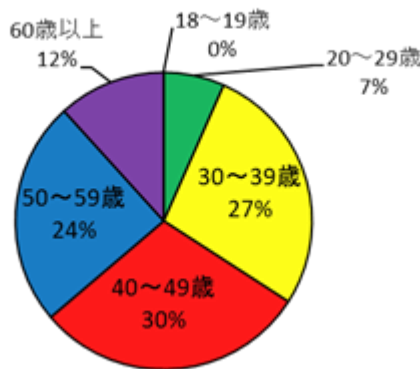


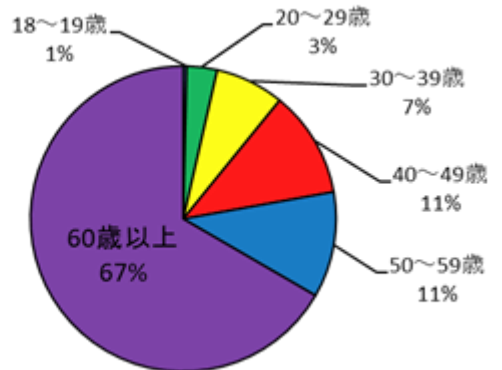
図-5に示す狩猟免許所持者数の年齢別構成では、令和2年度(2020年度)の50歳以上の割合が全体の80%となっており、また、60歳以上は、全体の67%を占め、昭和54年度(1979年)と比較すると55%増加するなど、高齢化が進んでおり、捕獲者の確保が難しくなっている。

**【図-5】 狩猟免許所持者の年齢構成の推移**

S54 年齢別狩猟免許所持者の割合



R2 年齢別狩猟免許所持者の割合



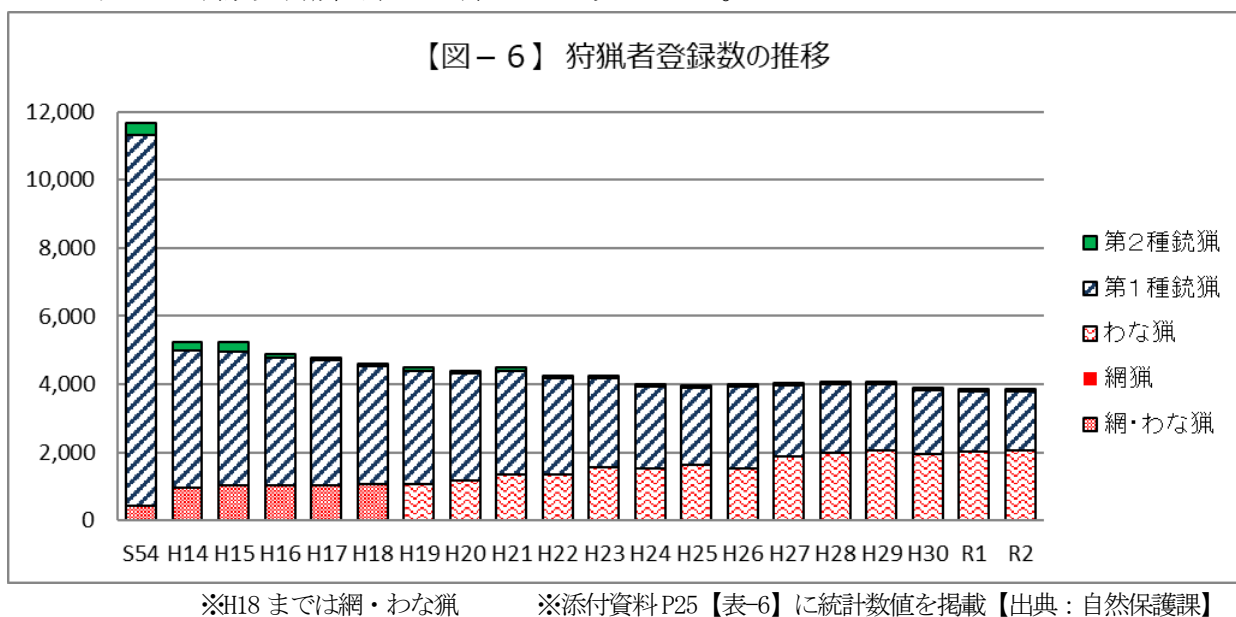
※添付資料P24【表-5】に統計数値を掲載【出典：自然保護課】



図-6に示す狩猟者登録数については、年々減少傾向にあるものの、わなの狩猟者登録数は年々増加しており、令和2年度（2020年度）は、昭和54年度（1979年度）の網・わなの登録数の4.7倍となっている。これは、イノシシによる農林産物被害が増加し、自衛捕獲を行う農林業者が増えたことなどが要因として考えられる。

一方、銃猟（第1種）の狩猟者登録数は年々減少し、令和2年度（2020年度）は1,713人となり、昭和54年度（1979年度）の約16%となっている。

なお、令和2年度（2020年度）の狩猟免許所持者数と狩猟登録者数に約1,800人の差が生じている要因として、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲）の従事者資格要件に必須であった狩猟者登録を必須でなくしたこと、また、狩猟免許の資格取得のみを目的とした新規免許所持者が一部いると考えられる。



(イ) 狩猟免許所持者確保のための取組等

A 狩猟免許試験制度の見直し

狩猟免許所持者数については減少傾向にあるため、農林業者や市町村職員等のわな免許取得を促進するとともに、平成22年度（2010年度）から狩猟免許試験制度見直し等の取組みを行うなど免許所持者数の確保を図っている。

- ・試験の実施回数の増加（3回→6回）※平成26年度から6回に増加
- ・受験者の負担軽減（知識試験と技能試験を同日に実施）

B わな捕獲技術講習会等の開催

近年、自衛捕獲等のためのわな猟免許取得者が増えていることや、ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣が人家近くの里地・里山に出没するため、銃による捕獲が困難となるケースが多いことなどから、わなによる捕獲を推進する必要がある。

このため、農林業者等を対象として、専門家によるわな捕獲技術講習会を開催するなど、捕獲技術の向上を図っている。

C 若手狩猟担い手の確保

- ① 高齢化する狩猟者対策として、次の若い世代の参入を促すため、高校生等をターゲット

に、農林系高等学校等において狩猟等に関する出前講座を開催することで、狩猟への醸成と、狩猟免許取得の動機付けを図っている。

- ② 地域での若手狩猟者の育成のため、関係者と連携し、捕獲活動に取り組む団体に対し、活動の支援を行い、捕獲活動の活性化を図っている。

(2) 管理の目標

現在、依然として、農林業被害及び自然生態系への影響が深刻であることから、防護柵の設置等により、緊急的な予防対策を実施しながら、狩猟及び被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）を推進し、生息密度を目標値まで下げるとともに、分布域の拡大を抑制し、農林業被害と生態系への被害を軽減していく。

一方、ニホンジカは生態系の重要な構成要素であることから、バランスのとれた形で安定的に個体群を管理していく必要がある。

管理区分については、ニホンジカ個体群の保護を優先させる地域を「保護地域」、農林業を優先させる地域を「調整地域」、平成18年度（2006年度）の生息状況調査以降に生息の拡大が確認された地域を「生息拡大地域」とする。

また、基本目標達成の観点から、前期計画と同様に生息密度については、「保護地域」を5頭/km<sup>2</sup>、「調整地域」を2頭/km<sup>2</sup>とし、「生息拡大地域」については、生息区域の対象とはせず、0頭/km<sup>2</sup>とする。

県内の生息目標頭数を決定するうえでの基本的な考え方として、管理の単位は、原則としてニホンジカ分布域のゾーンを単位とし、生息密度や推定生息数、被害発生状況から、地域個体群の目標密度を表-4のとおり設定する。

【表-4】地域別目標密度

地域名	目 標			
A 熊本市、宇城・ 上益城地域	自然公園、鳥獣保護区など保護を優先する地域を「保護地域」として、密度目標を5頭/km <sup>2</sup> とする。その他の地域については「調整地域」として、密度目標を2頭/km <sup>2</sup> とする。生息範囲が拡大した地域を「生息拡大地域」として密度目標を0頭/km <sup>2</sup> とする。狩猟と有害鳥獣捕獲等により個体数の減少を図る。			
	区 分	地 域	面 積	目標密度
	保護地域	A-1地域	164.03km <sup>2</sup>	5頭/km <sup>2</sup>
	調整地域	A-2地域	98.82km <sup>2</sup>	2頭/km <sup>2</sup>
	生息拡大地域	A-3地域	725.31km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>
B 玉名・鹿本・菊池 地域	生息範囲が拡大した地域を「生息拡大地域」として密度目標を0頭/km <sup>2</sup> とする。狩猟と有害鳥獣捕獲等により個体数の減少を図る。			
	区 分	地 域	面 積	目標密度
	生息拡大地域	B-3地域	568.82km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>

C 阿蘇地域	農林業を優先させる地域を「調整地域」として、密度目標を2頭/km <sup>2</sup> とする。生息範囲が拡大した地域を「生息拡大地域」として密度目標を0頭/km <sup>2</sup> とする。狩猟と有害鳥獣捕獲等により個体数の減少を図る。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>面積</th> <th>目標密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調整地域</td> <td>C-2地域</td> <td>27.01km<sup>2</sup></td> <td>2頭/km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>生息拡大地域</td> <td>C-3地域</td> <td>817.00km<sup>2</sup></td> <td>0頭/km<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域	面積	目標密度	調整地域	C-2地域	27.01km <sup>2</sup>	2頭/km <sup>2</sup>	生息拡大地域	C-3地域	817.00km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>			
区分	地域	面積	目標密度													
調整地域	C-2地域	27.01km <sup>2</sup>	2頭/km <sup>2</sup>													
生息拡大地域	C-3地域	817.00km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>													
D 八代・球磨地域	自然公園、鳥獣保護区など保護を優先する地域を「保護地域」として、密度目標を5頭/km <sup>2</sup> とする。その他の地域については「調整地域」として、密度目標を2頭/km <sup>2</sup> とする。生息範囲が拡大した地域を「生息拡大地域」として密度目標を0頭/km <sup>2</sup> とする。狩猟と有害鳥獣捕獲等により個体数の減少を図る。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>面積</th> <th>目標密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護地域</td> <td>D-1地域</td> <td>863.75km<sup>2</sup></td> <td>5頭/km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>調整地域</td> <td>D-2地域</td> <td>887.63km<sup>2</sup></td> <td>2頭/km<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>生息拡大地域</td> <td>D-3地域</td> <td>238.83km<sup>2</sup></td> <td>0頭/km<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域	面積	目標密度	保護地域	D-1地域	863.75km <sup>2</sup>	5頭/km <sup>2</sup>	調整地域	D-2地域	887.63km <sup>2</sup>	2頭/km <sup>2</sup>	生息拡大地域	D-3地域	238.83km <sup>2</sup>
区分	地域	面積	目標密度													
保護地域	D-1地域	863.75km <sup>2</sup>	5頭/km <sup>2</sup>													
調整地域	D-2地域	887.63km <sup>2</sup>	2頭/km <sup>2</sup>													
生息拡大地域	D-3地域	238.83km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>													
E 芦北地域	生息範囲が拡大した地域を「生息拡大地域」として密度目標を0頭/km <sup>2</sup> とする。狩猟と有害鳥獣捕獲等により個体数の減少を図る。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>面積</th> <th>目標密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息拡大地域</td> <td>E-3地域</td> <td>369.70km<sup>2</sup></td> <td>0頭/km<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域	面積	目標密度	生息拡大地域	E-3地域	369.70km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>							
区分	地域	面積	目標密度													
生息拡大地域	E-3地域	369.70km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>													
F 天草地域	生息範囲が拡大した地域を「生息拡大地域」として密度目標を0頭/km <sup>2</sup> とする。狩猟と有害鳥獣捕獲等により個体数の減少を図る。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>地域</th> <th>面積</th> <th>目標密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生息拡大地域</td> <td>F-3地域</td> <td>538.30km<sup>2</sup></td> <td>0頭/km<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	区分	地域	面積	目標密度	生息拡大地域	F-3地域	538.30km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>							
区分	地域	面積	目標密度													
生息拡大地域	F-3地域	538.30km <sup>2</sup>	0頭/km <sup>2</sup>													

注：①面積については、令和元年度（2019年度）生息状況調査結果を記載。

面積には、令和元年度（2019年度）生息状況調査で生息が確認された区域に加え、生息調査では確認されなかったものの生息情報がある区域面積（熊本市、玉名地域、天草地域）を含む。

②地域区分は、県内の地域名をA～F 地域を保護地域＝1、調整地域＝2、生息拡大地域＝3として記載。

③地域区分A～F地域-1～3地域の詳細は次のとおり。

保護地域-1 = A地域（山都町）、D地域（旧泉村、多良木町の球磨川右岸、湯前町、水上村、五木村、旧免田町、旧上村）

調整地域-2 = A地域（美里町、旧蘇陽町）、C地域（高森町）、D地域（旧東陽村、旧坂本村、人吉市、錦町、多良木町の球磨川左岸、相良村、山江村、球磨村、旧須江村、旧深田村、旧岡原村）

生息拡大地域-3 = 保護地域-1、調整地域-2を除く全地域

※【表-4】地域別目標密度のもと、保護管理は上記のとおり市町村単位（または、旧市町村単位等）を基本とする。

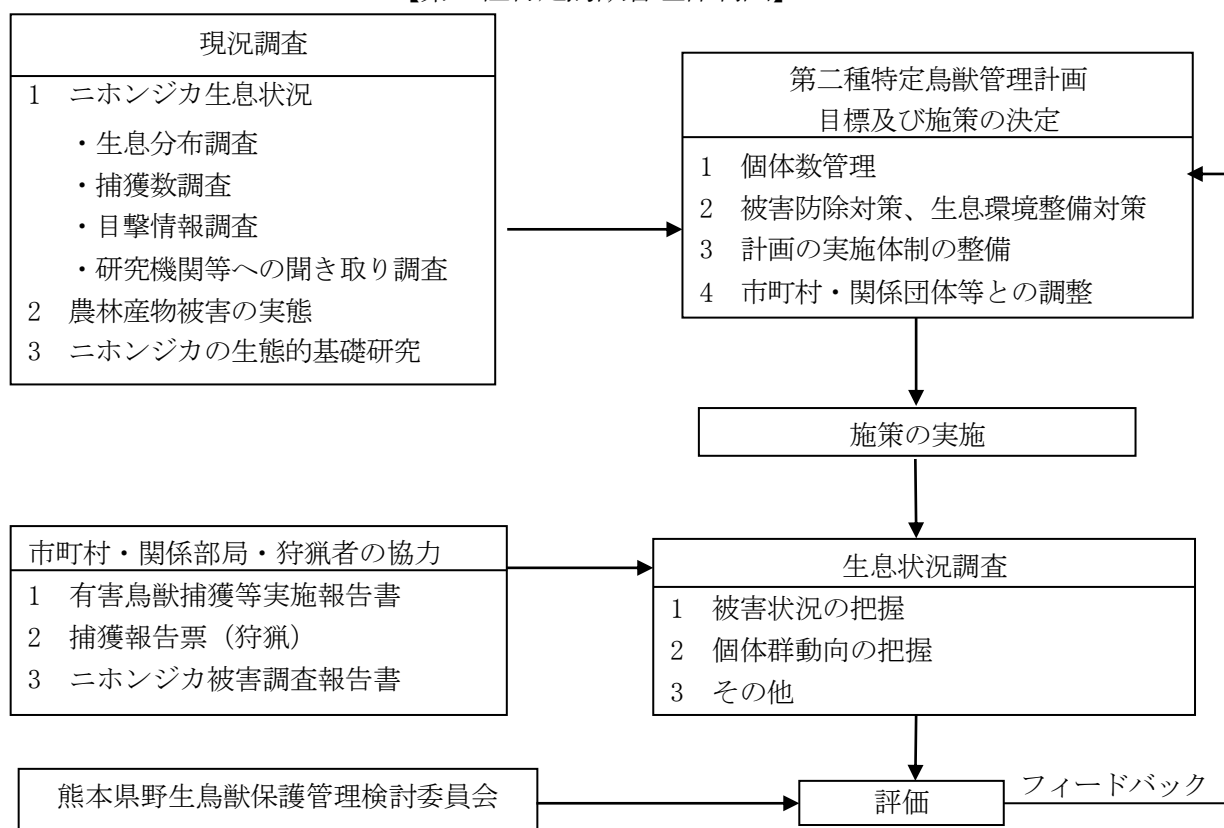
(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

ニホンジカ管理の基本目標を達成するため、以下の項目を実施する。

- ア 本県に生息するニホンジカの生息状況、農林業被害の実態調査・把握、分析及び植生の保全に関する調査・検討
- イ 現況調査に基づく目標及び施策を記載した第二種特定鳥獣管理計画の策定
- ウ 第二種特定鳥獣管理計画に沿った施策の実施
- エ 生息拡大地域における重点的な捕獲による、被害拡大の抑制
- オ 施策実施後の被害状況及び個体群動向の把握のための生息状況調査
- カ 生息状況調査結果の熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会における評価
- キ 生息状況調査結果の評価に基づく第二種特定鳥獣管理計画への反映

なお、この一連の管理体制は、次のとおりである。

【第二種特定鳥獣管理体制図】



6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 捕獲計画

ア 県内の最終生息目標

個体数管理を行う対象地域毎の目標頭数を表-5のとおり設定するとともに、県内の最終生息目標頭数を約7,000頭と設定し、特に生息密度が著しく高い地域個体群については、各地域の目標密度に沿って計画的に狩猟と被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）等により個体数の調整を図る。

【表－5】最終生息目標頭数

地域	推定 生息数 (頭)	分布面積(km <sup>2</sup> )				最終生息目標頭数(頭)			
		保護 地域	調整 地域	生息拡 大地域	合計	保護 地域	調整 地域	生息拡 大地域	合計
A 熊本市、宇城・ 上益城地域	12,390	164.03	98.82	725.31	988.16	820	198	0	1,018
B 玉名・鹿本・菊 池地域	580	0	0	568.82	568.82	0	0	0	0
C 阿蘇地域	22,240	0	27.01	817.00	844.01	0	54	0	54
D 八代・球磨地域	42,100	863.75	887.63	238.83	1,990.21	4,319	1,775	0	6,094
E 芦北地域	11,660	0	0	369.70	369.70	0	0	0	0
F 天草地域	250	0	0	538.30	583.30	0	0	0	0
計	89,220	1,027.78	1,013.46	3,257.96	5,299.20	5,139	2,027	0	7,166

注：推定生息数及び分布面積については、令和元年度（2019年度）生息状況調査結果を記載。

令和元年度（2019年度）生息状況調査で生息が確認された区域に加え、生息調査では確認されなかったものの生息情報がある区域面積（熊本市、玉名地域、天草地域）を含む。

ただし、今回示した目標頭数は、一つの目安として捉え、生息状況や被害状況等の各種のモニタリング調査結果など様々な指標を用いて総合的に評価し、必要に応じて見直すものとする。

#### イ 本計画の捕獲目標

令和元年度（2019年度）のシカ生息状況調査の結果及び捕獲実績を踏まえ、本計画の終期（令和8年度（2026年度））までに令和元年度（2019年度）比で、個体数を半減させることを目標とする。

なお、捕獲シミュレーションの結果は下表に示す。

#### 捕獲シミュレーション

年度	生息頭数 A	自然増 B	狩猟 C	被害の防止の 目的での捕獲 D	捕獲頭数 E=C+D ※1	生息頭数 A+B-E ※2
R2(実績)	89,220	19,628	2,803	19,565	22,368	86,000
R3	86,000	18,920	4,000	19,000	23,000	82,000
R4	82,000	18,040	4,000	19,000	23,000	77,000
R5	77,000	16,940	4,000	19,000	23,000	71,000
R6	71,000	15,620	4,000	19,000	23,000	64,000
R7	64,000	14,080	4,000	19,000	23,000	55,000
R8	55,000	12,100	4,000	19,000	23,000	44,000

※1：捕獲頭数については、第13次計画期間における推定生息頭数の調査結果を踏まえ見直すこととする。

※2：生息頭数については、千未満は四捨五入。

#### ウ 捕獲計画推進のための対策

今日、捕獲計画の担い手としての狩猟者が減少・高齢化の状況にあることから、以下の対策を実施する。

##### ①被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）体制の整備・推進

（ア）鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法（鳥獣被害防止特措法）に

定める鳥獣被害対策実施隊による捕獲並びに農林業者による自衛捕獲の推進を図る。

(イ) 各市町村及び市町村鳥獣対策協議会による農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲を適正かつ円滑に推進するため、助言や情報の共有化、助成事業の活用を行う。

(ウ) 市町村・県域を超えた合同一斉捕獲の実施及び、その取り組みを計画的に推進する体制を地域住民の理解と協力を得ながら整備する。

## ②被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）における規制緩和の継続

(ア) 捕獲頭数の規制緩和

1人当たりの許可頭数を管理に必要な頭数（本計画の管理の目標を達成するために必要な頭数）とする。

(イ) 自衛のための捕獲緩和

「囲いわな」については、狩猟者登録及び狩猟免許がなくても従事できることとし、「はこわな」については、狩猟者登録は必要ないが狩猟免許を所持する者が従事することとする。

なお、農林業被害等の防止を目的として、地方公共団体、農業協同組合等の法人が許可を受ける場合、条件を満たせば、狩猟免許を持たない農林業者も捕獲に従事できる。

## ③狩猟における規制緩和の継続

(ア) 狩猟期間の延長

狩猟期間を11月1日から3月15日までとする。

(イ) 捕獲頭数の制限緩和

狩猟における1人当たりの捕獲頭数を「捕獲後の埋設等の処理が実施できる頭数」とする。

(ウ) 特例休猟区における狩猟の可猟化

特例休猟区を指定することにより、休猟区における狩猟を可能とする。

## ④禁止する猟法の規制解除の継続

輪の直径が12cmを超える「くくりわな」による狩猟の規制を解除する。

## ⑤捕獲従事者の育成確保

(ア) 認定鳥獣捕獲等事業者制度の活用

認定鳥獣捕獲等事業者は、指定管理鳥獣捕獲等事業の受託者として鳥獣の捕獲等事業に携わることに加え、将来的には鳥獣の生息状況調査や計画策定、モニタリング及び評価等にも関与する等地域の鳥獣管理の担い手として期待されることから積極的な活用を図る。

(イ) わな捕獲技術の普及指導

若手の農林業後継者や新規わな免許取得者等に対し、市町村や狩猟者関係団体等と連携したスキルアップ講習会やICTを活用したわな等による捕獲方法の普及に努めていく。

## (2) 捕獲数管理

ア 被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）による捕獲数の把握

管理の観点から、被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）による実態を把握するため、市町村、捕獲隊の協力を得て、有害鳥獣捕獲実施状況調査を実施する。  
調査項目は、出猟月日、捕獲区域、性別の出合数、捕獲数等とする。

イ 狩猟による捕獲数の把握

狩猟による捕獲の実態を把握するため、狩猟者の協力を得て調査を実施する。  
調査項目は、出猟月日、捕獲区域、性別の出合数、捕獲数等とする。

### (3) 錯誤捕獲の防止に向けた取組

ニホンジカの捕獲推進に伴いカモシカ等の錯誤捕獲を未然に防止するため下記のとおり取組む。

- ・ 錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事前に県・市町村の担当部局、教育委員会、地元猟友会、捕獲事業者等の関係者を含めた連絡体制・放獣体制を構築する。
- ・ 錯誤捕獲の防止及び錯誤捕獲が発生した際の対応のため、県・市町村の担当部局において、錯誤捕獲された日時、場所、様態等の情報を収集する体制を構築する。
- ・ わなによる捕獲を行う場合には、「カモシカの錯誤捕獲の防止に向けた留意事項について」(令和2年11月20日付け環自野発第2011201号環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室長通知)によるものとする。
- ・ カモシカの錯誤捕獲防止については、リーフレット(熊本県作成)等により普及啓発を図る。

## 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

### (1) 事業の目的

図-2、3に示すとおり、ニホンジカによる農林産物被害は、依然として高い水準で推移しており、また、希少な野生植物が食害されるなど、地域固有の生態系への影響が顕在化してきていることから、「5 第二種特定鳥獣の管理の目標」に定める管理目標の達成を本計画期間内に実現させるためには、市町村が主体となった既存の鳥獣捕獲事業に加え、県が主体となった個体群管理のための捕獲事業を実施し、ニホンジカの捕獲を積極的に行う必要があるため、鳥獣保護管理法に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に努め、管理対策のより一層の推進を図るものとする。

### (2) 実施期間

「3 計画の期間」に定める期間とする。

(令和4年(2022年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの期間)

### (3) 実施区域

県全域を対象とする。

### (4) 事業の目標

市町村が行う有害鳥獣捕獲と併せて適切な個体群管理捕獲を実施し、「6 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項」に定める県内最終生息目標頭数、約7,000頭の早期実現を図る。

### (5) 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

#### ア 実施の方法

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、鳥獣保護管理法第14条の2の規定に基づき、あらかじめ、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(以下「実施計画」という。)を作成するものとし、当該事業の内容や実施体制等について、別途定めるものとする。

#### イ 実施の時期

「3 計画の期間」に定める期間内において実施するものとし、原則として1年以内とするものとする。

#### ウ 実施結果の把握並びに評価

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、捕獲情報等（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等）を収集し、当該事業の成果を検証するとともに、より効率的・効果的な捕獲情報収集システムの開発・運用や、情報の簡便な分析方法等についての検討を行うものとする。

また、実施期間が終了したときには、捕獲情報等（費用等を含む。）の成果に関する情報や生息状況調査の結果等を基に、当該事業の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、当該事業の効果・妥当性等も考慮し、実施計画の評価を行い、必要に応じて次期の実施計画を作成するものとする。

なお、科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する技能や知識を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用し、必要に応じて、外部の専門家とも連携して実施するものとする。

#### (6) 事業の実施者

国及び熊本県とする。

### 8 第二種特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

国立・国定公園、県立自然公園、鳥獣保護区等が多数設定されており一定の保護は図られているものと思われる。

今後は、生息状況調査の結果等を踏まえ、ニホンジカの生息頭数が目標頭数を下回るような場合には、地域によってはメスジカを捕獲禁止とするなど生息環境の整備・改善を進める一方、生息密度が非常に高いような地域では、個体群の存続が危ぶまれることのないよう、適正な管理を行うために捕獲圧を高める。

### 9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項

#### (1) 被害防止対策

##### ア 被害防止体制の構築

農林産物被害を減少させるには、熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議と連携し、地域の特性に合わせて、「生息しにくい環境整備と管理」「侵入・被害の防止」「被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）」「狩猟による捕獲」を総合的に、かつ、地域・集落の住民・行政機関が一体となって取り組むことが重要である。

##### イ 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）による支援対策等

平成20年2月から施行された「鳥獣被害防止特措法」に基づき、農林産物被害を受けている市町村に対して、積極的に被害防止計画を作成し、被害対策に取り組むことや国や県単独の補助事業等の活用について指導・助言を行い、地域全体で施策を推進していくこととしている。

また、鳥獣被害防止対策の推進に当たって、市町村、農林業関係団体、狩猟者団体、集落代表者等の関係者が一体となった地域協議会を中心として、各団体等の連携を図りながら対策を進める必要がある。

なお、被害防止対策の実施に当たっては、剥皮防止資材等の樹木保護資材を設置する方法や、シカ防護ネット等の防護柵を周囲に設置する方法等の各種防除対策を検討し実施する。



さらに、地域ぐるみによる被害防止対策を住民に「えづけSTOP!対策」を広く啓発するために、県・市町村の広報誌、その他の広報媒体を利用した広報活動を行う。

併せて、被害防止技術や密度管理の適正化に関する研究・実証試験等を継続的に行う必要があるため、県林業研究・研修センター等の研究機関との連携を深めることとする。

#### ウ シカ肉等の利用促進

シカ肉等の加工施設の導入、用途開発や販路拡大等の取組を総合的に実施することにより、地域の実情に応じて、食肉への活用等の有効利用を促進する。

#### (2) モニタリング等の調査研究

ニホンジカの管理は不確実性の高い部分が多いため、長期的な観点から施策を実行し検討を重ね、人との共生を図る必要がある。

このため、各種管理施策の実施と併せて調査研究を繰り返しながらその都度、計画の評価を行い、状態変化に応じて施策を検討・修正していく必要がある。

##### ア 被害状況調査（農林水産部）

林業被害については、被害量の経年変化を把握することを目的として、ニホンジカ被害が発生している地域及びその周辺地域に設定している固定調査地において、サンプリングによる定点調査を実施する。

また、各市町村への農産物被害発生状況調査を行う。

##### イ 生息状況調査

ニホンジカの長期的な動向を把握するため、糞粒法の調査結果を用いた階層ベイズ法による生息状況調査をニホンジカの生息地域等を対象として実施し、必要に応じ、テレメトリー調査等で個体群の状況を把握していく。

併せて、知見、データの積み重ねや手法の改善等により生息調査の精度向上に努める。

##### ウ 捕獲個体分析

被害の防止の目的での捕獲（有害鳥獣捕獲等）により捕獲された個体から、ニホンジカ個体群の年齢構成及び年齢別の妊娠率を把握し、将来の個体群動向の変化を把握するため、必要に応じ、門歯がついた下顎を回収し、年齢査定を行うとともに、捕獲個体の分析を行う。

#### (3) 計画の実施体制

##### ア 熊本県野生鳥獣保護管理検討委員会（平成10年（1998年）設立）

学識経験者、自然保護団体、農林業関係団体、関係市町村等で構成する委員会において、県内に生息するニホンジカ等の具体的な対応策を検討し、適切な保護管理を推進する。

##### イ 九州シカ広域一斉捕獲推進会議（平成24年（2012年）設立）

行政界を越えて分布するニホンジカについて、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、熊本県及び、国関係機関で情報交換、連絡調整を行い、相互の連携を図りながら一斉捕獲を実施する。

##### ウ 県内全域の広域一斉捕獲運動の展開

九州シカ広域一斉捕獲推進会議による隣接県と連携した広域一斉捕獲の取組みを、県境の

市町村のみならず、隣接市町村に参加を呼びかけ、県内全域の運動として展開する。

#### エ 熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議

平成23年（2011年）5月に設置した熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議が主体となって、庁内の関係課や各広域本部、市町村と連携を図り、住民・行政等が一体となった地域ぐるみの鳥獣被害防止対策を推進する。

プロジェクト会議の具体的な取り組みについては、以下のとおりである。

##### (ア) プロジェクト会議の業務

- ・鳥獣被害状況調査及び鳥獣捕獲頭数調査等の各種調査結果の情報共有
- ・各課の鳥獣被害対策事業実施状況の情報共有と連携推進
- ・鳥獣被害対策のための指導員及び捕獲担い手などの人材育成
- ・捕獲獣を利活用するための検討
- ・九州農政局、九州森林管理局及び隣接県他、民間を含めた関係機関との連携方策検討
- ・その他必要な事項

##### (イ) 対策部会

プロジェクト会議に、専門的な対策について検討を行うための3つの対策部会を設置している。

捕獲等の個体群管理については、鳥獣保護管理対策部会を設置し、自然保護課が事務局となって関係各課と検討していくこととしている。

熊本県農林水産業鳥獣被害対策プロジェクト会議構成メンバー

部局	所属職名	備考
知事公室	危機管理防災課長	
健康福祉部	健康危機管理課長	
環境生活部環境局	自然保護課長	
農林水産部	農林水産政策課長、団体支援課長、流通アグリビジネス課長	
生産経営局	農業技術課長、農産園芸課長、畜産課長、農地・担い手支援課長	
農村振興局	農村振興局長（座長）、むらづくり課長（事務局）、農村計画課長	
技術管理課長		
森林局	森林整備課長、森林保全課長、林業振興課長、林業研究・研修センター 所長	
水産局	水産振興課長	
警察本部生活安全部	生活環境課長	
各広域本部	農林水産部長	
各広域本部地域振興局	農林部長	

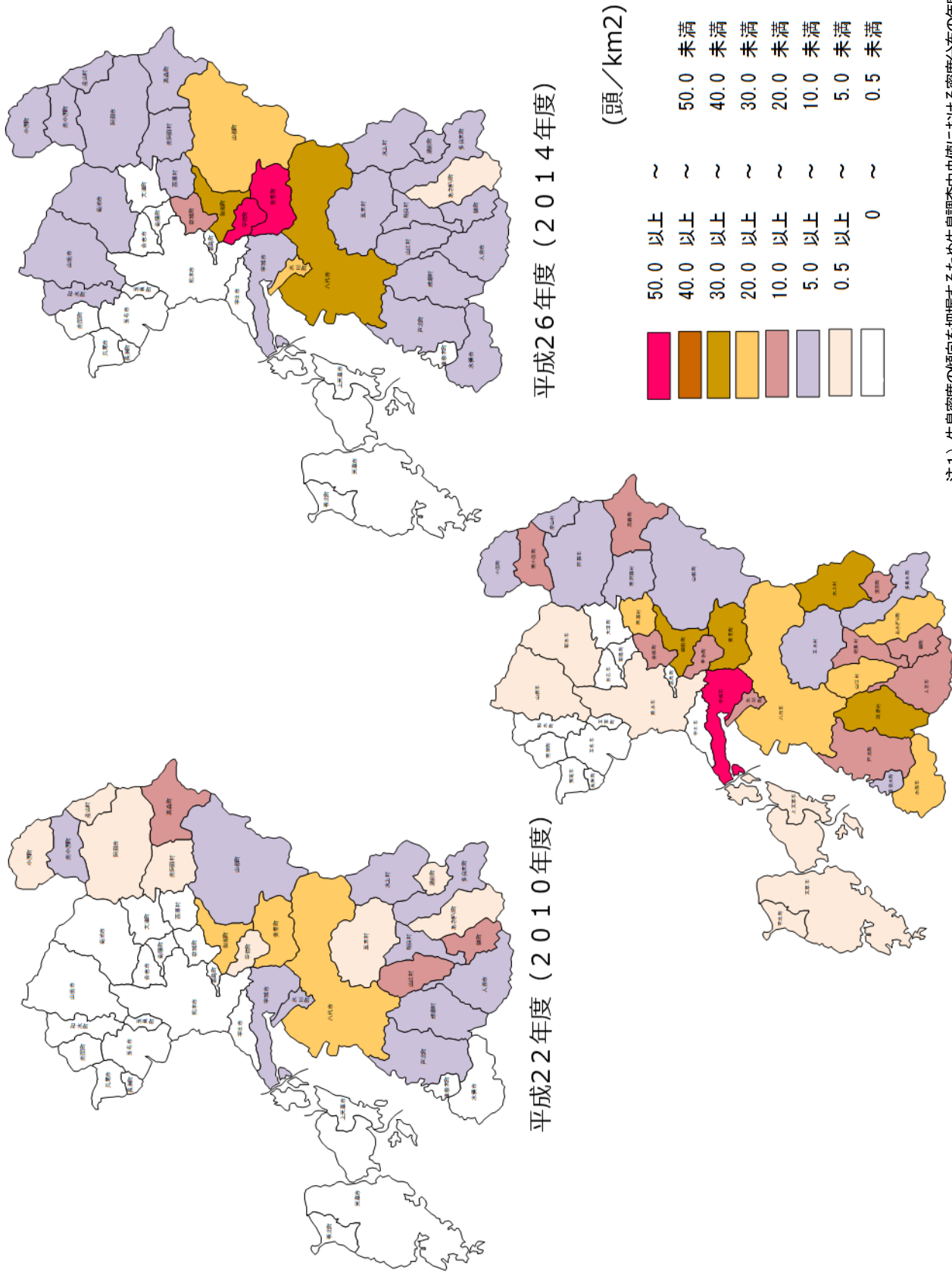
対策部会（部会長：審議員、部会員：班長、担当）

対策部会名	所属	備考
農林作物保護 対策部会	（農林水産部）農地・担い手支援課、むらづくり課（部会長）、森林整備課、農業 技術課農業革新支援センター、林業研究・研修センター	
鳥獣保護管理 対策部会	（環境生活部）自然保護課（部会長） （農林水産部）むらづくり課、森林整備課、森林保全課、林業研究・研修センター	
捕獲獣利活用 対策部会	（健康福祉部）健康危機管理課 （農林水産部）流通アグリビジネス課、むらづくり課（部会長）、林業振興課	

## 添 付 資 料

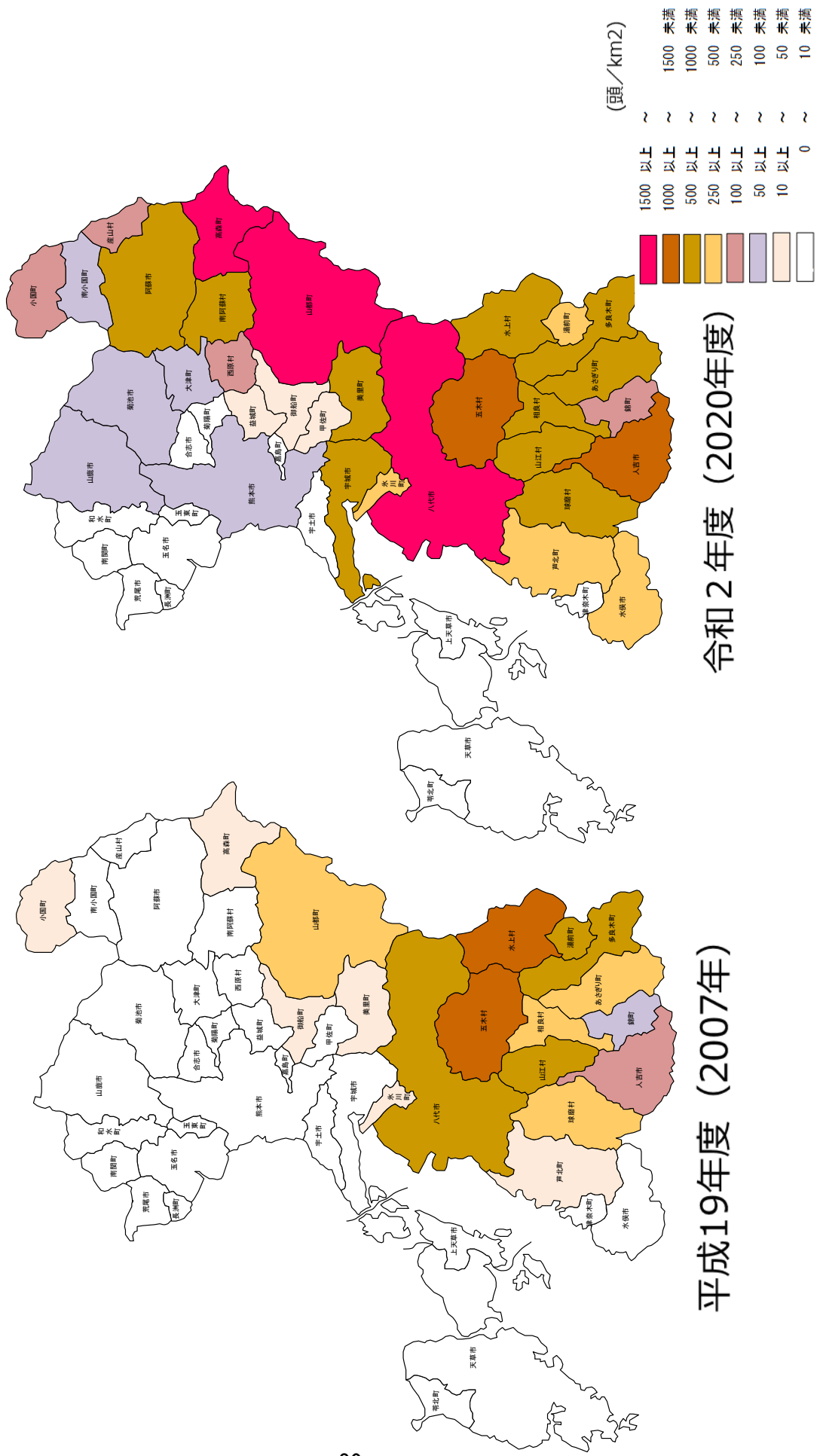
図－1	ニホンジカ推定生息密度分布	19
図－2	有害捕獲分布（ニホンジカ）	20
図－3	ニホンジカ管理分類図	21
表－1	ニホンジカ捕獲数の推移	22
表－2	林業被害状況の推移（ニホンジカ）	22
表－3	農業被害状況の推移（ニホンジカ）	23
表－4	狩猟免許所持者数の推移	23
表－5	年齢別狩猟免許所持者数の推移	24
表－6	狩猟者登録数の推移	25

【図-1】 ニホンジカ推定生息密度分布



注1) 生息密度の傾向を把握するための生息調査中央値における密度分布の年度別推移を本図に掲載。  
 注2) 令和元年度の天草地域の密度分布は、市町村別ではなく天草地域全体で区分し、着色している。

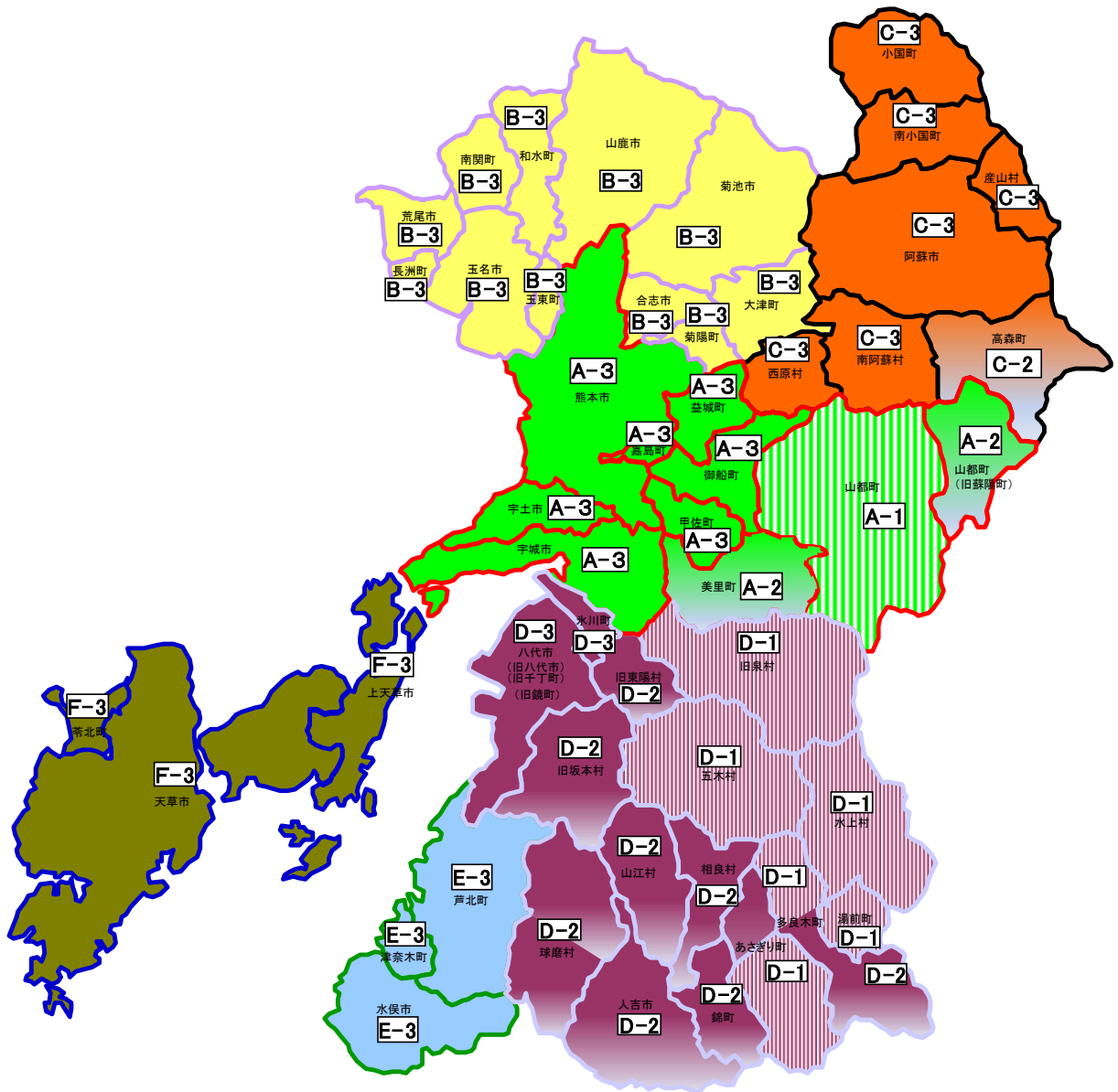
【図-2】有害捕獲分布（ニホンジカ）



平成19年度 (2007年)

令和2年度 (2020年度)

【図-3】ニホンジカ管理分類図



凡例

地域	区分	目標密度
○-1	保護地域	5頭/km <sup>2</sup>
○-2	調整地域	2頭/km <sup>2</sup>
○-3	生息拡大地域	0頭/km <sup>2</sup>

【表－1】ニホンジカ捕獲数の推移

(単位：頭)

年 度	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
狩 猟	3,859	4,621	4,863	5,481	5,500	5,449	5,783	5,891	5,578	5,469	4,029	4,306	4,889	4,916	4,565
有害鳥獣捕獲	1,522	2,216	3,403	4,268	5,200	5,159	5,623	7,121	10,621	11,260	10,372	10,646	11,184	12,846	14,684
合 計	5,381	6,837	8,266	9,749	10,700	10,608	11,406	13,012	16,199	16,729	14,401	14,952	16,073	17,762	19,249

年 度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
狩 猟	4,311	3,767	3,500	3,988	2,782	2,803
有害鳥獣捕獲	15,209	13,727	13,860	16,566	18,742	19,565
合 計	19,520	17,494	17,360	20,554	21,524	22,368

【表－2】林業被害状況の推移（ニホンジカ）

(単位：ha)

年 度	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)
累 計	8,210	9,788	12,475	14,065	15,200	16,672	17,824	19,081	20,039	21,068	21,992	22,781	23,704	24,461	25,874
単年度(新規)	—	1,578	2,687	1,590	1,135	1,472	1,152	1,257	957	1,029	924	789	922	758	1,413

年 度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
累 計	26,749	27,759	28,629	29,576	30,395	31,287
単年度(新規)	875	1,010	870	947	819	892



【表－3】 農業被害状況の推移(ニホンジカ)

(単位：ha、千円)

年 度	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
面 積	9	46	68	36	56	30	37	44	79	92	56	36	31	64
被害額	3,133	3,664	9,409	12,359	7,809	5,511	37,410	28,449	43,678	60,202	26,254	23,351	22,448	40,303

年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
面 積	56	66	77	64	58	44	58
被害額	41,433	48,959	106,492	63,747	43,414	39,294	59,568

【表－4】 狩猟免許所持者数の推移

(単位：人)

年 度	S54 (1979)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
網猟(※)	446	1,194	1,223	1,355	1,436	1,415	1,191	987	70	40	41	40	38
わな猟(※)							1,352	1,574	1,692	2,034	2,310	2,385	2,468
第1種銃猟	10,329	4,357	3,855	3,983	4,050	3,526	3,431	3,579	3,073	3,084	3,057	2,501	2,485
第2種銃猟	452	100	81	82	89	66	67	56	45	50	48	42	44
合計	11,227	5,651	5,159	5,420	5,575	5,007	6,041	6,196	4,880	5,208	5,456	4,968	5,035

年 度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
網猟(※)	38	41	41	37	39	44	49
わな猟(※)	2,592	2,746	2,896	3,024	3,139	3,333	3,536
第1種銃猟	2,484	2,188	2,212	2,221	2,040	2,026	2,019
第2種銃猟	48	41	44	50	55	61	75
合計	5,162	5,016	5,193	5,332	5,273	5,464	5,679

【表－５】年齢別狩猟免許所持者数の推移

(単位：人・%)

年度	S54 (1979)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
18～19歳 (割合)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
20～29歳 (割合)	931 (8%)	52 (1%)	38 (1%)	34 (1%)	44 (1%)	44 (1%)	57 (1%)	56 (1%)	52 (1%)	43 (1%)	52 (1%)	63 (1%)	86 (2%)
30～39歳 (割合)	3,032 (27%)	216 (4%)	175 (3%)	176 (3%)	177 (3%)	177 (4%)	219 (4%)	208 (3%)	153 (3%)	190 (4%)	227 (4%)	211 (4%)	207 (4%)
40～49歳 (割合)	3,271 (29%)	824 (15%)	643 (12%)	568 (10%)	502 (9%)	444 (9%)	507 (8%)	418 (7%)	334 (7%)	332 (6%)	333 (6%)	352 (7%)	362 (7%)
50～59歳 (割合)	2,699 (24%)	2,008 (35%)	1,836 (36%)	1,902 (35%)	1,930 (35%)	1,728 (34%)	2,004 (33%)	1,671 (27%)	1,249 (26%)	1,188 (23%)	1,101 (20%)	975 (20%)	879 (17%)
60歳以上 (割合)	1,294 (12%)	2,551 (45%)	2,455 (48%)	2,740 (51%)	2,922 (52%)	2,614 (52%)	3,254 (54%)	3,843 (62%)	3,092 (63%)	3,455 (66%)	3,743 (69%)	3,367 (68%)	3,501 (70%)
計 (割合)	11,227 (100%)	5,651 (100%)	5,159 (100%)	5,420 (100%)	5,575 (100%)	5,007 (100%)	6,041 (100%)	6,196 (100%)	4,880 (100%)	5,208 (100%)	5,456 (100%)	4,968 (100%)	5,035 (100%)

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
18～19歳 (割合)	0 (0%)	3 (0%)	1 (0%)	3 (0%)	8 (0%)	13 (0%)	20 (0%)
20～29歳 (割合)	95 (2%)	104 (2%)	105 (2%)	112 (2%)	146 (3%)	159 (3%)	183 (3%)
30～39歳 (割合)	230 (4%)	283 (6%)	316 (6%)	363 (7%)	390 (7%)	387 (7%)	414 (7%)
40～49歳 (割合)	387 (7%)	403 (8%)	431 (8%)	455 (9%)	517 (10%)	562 (10%)	642 (11%)
50～59歳 (割合)	818 (16%)	746 (15%)	710 (14%)	705 (13%)	656 (13%)	647 (12%)	636 (11%)
60歳以上 (割合)	3,632 (70%)	3,477 (69%)	3,630 (70%)	3,694 (69%)	3,556 (67%)	3,696 (68%)	3,784 (67%)
計 (割合)	5,162 (100%)	5,016 (100%)	5,193 (100%)	5,332 (100%)	5,273 (100%)	5,464 (100%)	5,679 (100%)

【表－6】 狩猟者登録数の推移

(単位：人)

年度	S54 (1979)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
網猟(※)	436	959	1,044	1,045	1,053	1,078	9	6	4	5	7	4	6
わな猟(※)							1,065	1,155	1,338	1,355	1,563	1,538	1,620
第1種銃猟	10,869	4,017	3,927	3,740	3,640	3,443	3,322	3,157	3,063	2,822	2,599	2,392	2,269
第2種銃猟	361	270	270	92	89	82	86	72	81	70	71	59	62
合計	11,666	5,246	5,241	4,877	4,782	4,603	4,482	4,390	4,486	4,252	4,240	3,993	3,957

年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
網猟(※)	4	6	4	12	8	7	7
わな猟(※)	1,537	1,891	1,989	2,035	1,959	2,016	2,069
第1種銃猟	2,393	2,073	2,014	1,964	1,857	1,775	1,713
第2種銃猟	59	70	70	66	76	71	63
合計	3,993	4,040	4,077	4,077	3,900	3,869	3,852

※H18 までは網・わな猟